# MINAGINE NEWS LETTER

Vol.37

**ミナジンニュースレター** 2022年4月1日発行



今回は、人事コンサルより新たなリーダーシップ論「サーバントリーダーシップ」についてお話させて頂きます。また、労務コンサルより、いよいよ、1年後に迫った「60時間超の法定割増率引き上げ」に備えて企業のやるべきことについてお話させて頂きます。

# 新しいリーダーシップ論「サーバントリーダーシップ」とは?

MI 人事評価

「リーダーシップ」という言葉を聞くと「自身が先頭に立ち、目標を達成するために部下へ指示/命令を 的確に出し引っ張っていく」といったイメージを思い浮かべる方も少なくないかと思います。一方で近年、 そうした従来型(支配型)のリーダーシップに対し、「サーバントリーダーシップ」が注目されています。

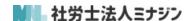
従来、リーダーに求められたのは「強い意志と発言力で部下を動かしチームを引っ張っていくこと」で、そのために強い先導力や卓越した知識/スキルが求められてきました。それに対してサーバントリーダーシップは、部下に対して奉仕の気持ちを持って接し、メンバーの持つ力を最大限に発揮させる環境づくりに邁進する、支援型のリーダーシップです。「傾聴」や「共感」をベースとして、組織としてのビジョンを示し、部下を信頼し、協力し合いながら、組織全体の成長を促すことに重点を置きます。ちなみに「サーバント(servant)」は「奉仕者・使用人」といった意味です。

従来型のリーダーシップ**支配** 型

サーバントリーダーシップ 「傾聴・共感」型

支配型リーダーシップとサーバントリーダーシップは、それぞれに適した環境があり、どちらが良い悪いと言えるものではありません。しかし、現在の時代背景を考えると、これからはサーバントリーダーシップが求められるシーンが増えていくはずで、だからこそ近年注目されています。ビジネス環境が目まぐるしく変化し、ビジネスの解が不確実なものとなる中で、支配型リーダーシップでその解に辿り着くのは難しいと考えられます。サーバントリーダーシップによって、顧客に最も近い距離にいる現場の意見を、ボトムアップで経営に反映させたほうが理に適っていると言えるでしょう。

リーダーが先導して引っ張っていくことだけがリーダーシップではありません。自身や環境に適したリーダーシップを発揮していきたいところです。



## 2023年4月施行

# 中小企業も月60時間超の時間外労働で法定割増賃金率50%以上に

既に大企業には適用となっている60時間超の「**法定割増率50%以上**」について、いよいよ中小企業への適用が1年後と迫りました。今回は、適用開始までに企業のやるべきことをお話しします。

#### 現状の把握

まずは、労働者の現状の労働時間が適正であるかを確認します。業務内容の整理から始め、業務フローの整理等無駄な時間外労働がされていないか確認します。労働者ひとり当たりの仕事量に偏りがある場合は是正するようにしましょう。これにより、時間外労働時間が平準化され、60時間を超える労働者が減るはずです。それでも60時間を超える労働者が多くいる場合は、適正な人員配置がされていないことが考えられます。そのため、新たに労働者を雇い入れることも検討しましょう。

### 業務の効率化

法定割増賃金率引き上げの前に時間外労働を減らしたい場合、業務の効率化が効果を発揮します。例えば、AI,RPAの導入や業務のマニュアル化などが考えられます。業務が効率化されることによって、生産性の向上など、時間外労働削減以外のメリットも享受できます。しかし、初期投資費用なども必要となるので、今後の成長へのヴィジョンや、財務状況を考慮したうえで取り組む必要があります。

#### 勤怠管理システムの再導入・整備

現在の勤怠管理システムで問題がないかどうかも合わせて確認しておく必要があります。例えば、自己申告で労働時間を管理している場合などは、適切に時間外労働賃金を支払えていない可能性もあります。働き方改革の観点からも、より厳密に、労働時間を法令に則り管理できるシステムに移行すると良いでしょう。また、今後は時間外労働時間に関して一層シビアになるので、適宜労働時間に対するアドバイスや是正勧告を行えるようなレポート機能やアラート機能のあるシステムを導入することをお勧めします。

#### 代替休暇の制度導入検討

代替休暇とは、1か月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、60時間を超える労働時間の割増賃金に代えて有給休暇を与えるという制度です。制度の利用には、労使協定を結ぶ必要があります。労使協定を結んだからと言って、労働者に代替休暇の利用を義務付けることはできず、代替休暇を取得するか否かの判断は労働者に委ねられます。

#### MINAGINE NEWS LETTER

発行:株式会社ミナジン 顧問サービス部

住所:〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] https://minagine.co.jp